

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第68回）議事録

1 日時 令和5年10月2日（月）15：00～15：33

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、
荒牧 知子、石井 夏生利、大橋 弘、高橋 利枝
（以上7名）

（2）総務省

<総合通信基盤局>

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、
西村 邦太（事業政策課市場評価企画官）、
小杉 裕二（事業政策課課長補佐）、
井上 淳（料金サービス課長）、柴田 輝之（料金サービス課課長補佐）

（3）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

IP網への移行後の音声接続料の在り方について

【令和5年10月2日付け諮問第1237号】

（2）報告案件

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和4年度）について

開 会

○森川部会長　それでは、皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから情報通信審議会の第68回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて開催しており、現時点で委員8名中7名の皆様に御出席いただいております。そのため定足数は満たしております。

ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる、音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問案件が1件、報告案件が1件となります。

(1) 諮問案件

I P 網への移行後の音声接続料の在り方について

【令和5年10月2日付け諮問第1237号】

○森川部会長　初めに、諮問第1237号「I P 網への移行後の音声接続料の在り方」について御審議をお願いできればというふうに思います。

本件は、本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、本日付で情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定により、本部会に付託されたものとなります。

それでは、まずは、総務省から御説明をお願いしますでしょうか。

○柴田料金サービス課課長補佐　総務省料金サービス課でございます。

それでは、説明させていただきます。資料68-1-1を御覧ください。こちらが諮問書でございます。本件は、「I P 網への移行後の音声接続料の在り方」についてお諮りさせていただくものでございます。具体的な内容につきましては、資料68-1-2にて御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。こちらが諮問の概要でございます。N T T 東日本・西日本

が提供する加入電話につきましては、公衆交換電話網（PSTN）の設備が、令和7年頃に維持限界を迎える中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ疎通ルートの切替えが進められています。

情報通信審議会答申「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（令和3年9月）では、IP網への移行後の音声接続料について、「IP網への移行後、第一種指定電気通信設備制度の下で、メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することとが適当」とされたところです。

また、情報通信審議会答申「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和4年9月）では、「電話網のIP網への移行後、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当」とされたところであり、これらを踏まえ、具体的な算定方法について検討を行う必要があります。

以上により、IP網への移行後の音声接続料の在り方について、情報通信審議会に諮問するものでございます。

また、答申時期につきましては、令和6年5月頃を希望いたします。

続いて、2ページを御覧ください。参考といたしまして、固定電話網のIP網への移行スケジュールを示したものでございます。令和7年1月にIP網への接続ルートの切替えが完了する予定でございます。

続いて、4ページを御覧ください。検討をお願いしたい事項の案でございます。論点1から5まで記載しておりまして、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法、LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い、東西均一接続料の扱い、接続料算定方法の適用期間、その他検討を要する事項とあります。詳細につきましては、6ページ以降で御説明させていただきます。

5ページを御覧ください。検討の進め方（案）でございます。本日の諮問以降、接続政策委員会における調査検討をいただきたいと考えております。

6ページを御覧ください。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法でございます。上段がこれまでの検討状況でございます。IP網への移行後、メタルIP電話とひかり電話は、各々メタル收容装置と收容ルータを通じていずれもNGNに收容され、接続料原価の対象となる網や設備を多く共有することから、それを踏まえた算定方法の検討が必要です。

これについて、令和3年9月の情報通信審議会答申においては、IP網への移行後、「メタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定することが適当」とされ、令和4年9月の情報通信審議会答申におきましても、「ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話の接続料と同一の接続料として算定することが適当」とされています。

なお、メタルIP電話の収容に係る機能等の接続料については、情報通信審議会答申（令和3年9月）において、「これまでどおり、現在PSTNの接続料原価算定に適用しているLRIC方式を適用することが適当」とされています。

これを踏まえた論点が下段でございます。メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料を、同一の接続料として算定する場合、どのような方法が考えられるか。

また、IP網への移行過程（令和4年4月から令和6年12月まで）における加入電話・メタルIP電話の音声接続料の例を参考に、トラヒック割合等を踏まえて加重平均をとることが考えられるか、といった点でございます。

ページ右下の図は、令和3年9月及び令和4年9月の情報通信審議会答申におけるIP網移行後のメタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の設定方法に関する図を基に、同一の接続料を算定するための加重平均の例を参考として記載したものでございます。

また、7ページから10ページには関係する情報通信審議会の答申の抜粋を記載しております。

続きまして、11ページを御覧ください。論点2、LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱いでございます。上段はこれまでの検討状況でございます。長期増分費用方式における「高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成する」という考え方に立脚すれば、モデル上の加入者回線は、実際に設置されている回線種別であるメタル回線に限定せず、より経済的な回線種別に置き換えることが適当と考えられます。また、第9次IP-LRICモデルでは、経済比較またはそれに相当する比較により、メタル回線を光回線に置き換えることが可能となっております。

なお、令和3年9月の情報通信審議会答申においては、「現に加入電話の加入者回線がメタル回線により構築されており、いずれメタル回線の維持限界が到来することが見

込まれるものの、その時期が明らかにされておらず、また既存メタル回線の光回線への移行を瞬時に完了できるわけではないことを踏まえれば、第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、IP網への移行期間中から直ちに光回線への置き換えを行うことは現実的ではなく、まずは実際に設置されている回線種別（メタル回線）に基づき接続料を算定することが妥当」とされ、光回線への置き換えについては、「検討を継続することが適当」とされています。

これを踏まえた論点が下段でございまして、LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置き換えについて、どのように考えるか。

また、今後のメタル回線維持に係るNTT東日本・西日本の対応や接続料の動向を踏まえた検討が必要ではないか、としております。

12ページに関する情報通信審議会答申の抜粋を記載しております。

続きまして、13ページを御覧ください。東西均一接続料の扱いでございます。上段はこれまでの検討状況でございます。NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は、個別に算定・設定されることが原則でございます。一方、これまで、加入電話・メタルIP電話の接続料においては、ユーザ料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT東日本とNTT西日本の接続料について同額とする扱いが採られてきました。

なお、令和3年9月の情報通信審議会答申において、「移行期間中の接続料の算定として、東西別と東西均一の場合の各々の接続料試算結果を踏まえれば、東西別接続料への是正は、負担の変動が依然大きいため現実的ではないと言わざるを得ない」とされ、また、「今後、IP網への移行完了後の接続料算定方法の導入を見据え、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討を行っていく必要がある」とされております。

これを踏まえた論点が下段でございまして、メタルIP電話の接続料を東西別とすべきか、あるいは、引き続き、東西均一とすべきか。

また、接続料が本来は東西別で設定されるべきものであることを念頭に、東西別接続料への是正について検討する必要があるのではないかと、しております。

14ページに関する情報通信審議会の答申の抜粋を記載しております。

続きまして、15ページを御覧ください。接続料算定方法の適用期間でございます。

上段はこれまでの検討状況でございます。接続料算定方法の検討においては、あわせて、その適用期間も検討してきており、加入電話及びメタル I P 電話の接続料の算定に用いられる長期増分費用モデルの適用期間は、これまで多くの場合、3年間としています。

これは、最新の技術をモデルに適用することが望まれる一方で、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点からは、算定方法の過度に頻繁な変更は好ましくないといった事情を踏まえたものでございます。

なお、令和3年9月の情報通信審議会答申におきましては、令和4年4月以降の加入電話の音声接続料算定方法の適用期間について、「I P 接続への接続ルート切替の完了が予定されている令和6年12月までとすることが適当」とされたものでございます。

これを踏まえた論点が下段でございます。I P 網への移行後の接続料算定方法の適用期間について、どのように考えるか。

また、環境変化への柔軟な対応を可能とする観点から次期適用期間についても、これまでと同程度とすることは考えられるか、といったものでございます。

16 ページは、関連する情報通信審議会の答申の抜粋を記載しております。

17 ページ以降は参考資料でございます。契約数の推移、I P 網への移行における接続形態の変化、I P 網への移行過程における加入電話の音声接続料の算定方法等に関する資料でございます。適宜御参照いただければと存じます。

長くなりましたけれども、事務局からの御説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森川部会長 柴田課長補佐、ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました御説明につきまして、皆様方から何か御意見、御質問等がございますでしょうか。チャットでお知らせいただけるとうれしいです。いかがですか。

ありがとうございます。荒牧委員、お願いできますか。

○荒牧委員 荒牧です。御説明ありがとうございます。

ちょっと本筋から離れてしまう御質問になってしまうかもしれませんが、初心者質問で教えていただきたいのは、参考資料で最後の25ページに諸外国との音声接続料の比較というのがありまして、今、御説明いただいたように毎年というか、きちんとした見直しをされて接続料の検討がされてきているその結果として、諸外国に比べて水準としては高いわけなのですけれども、いろいろな方式の違いによってそういう結果に

なっているとは思いますが、日本としてこのように高くなっていることに対して方針として下げていこうとか、何かそういった大方針というようなものがあるのかどうかということと、それとあとネックになっているものとか、理解のために何かそういった概況を教えていただけるとありがたいのですが、よろしく願いいたします。

○森川部会長　では、柴田課長補佐、お願いします。

○柴田料金サービス課課長補佐　諸外国との比較については、25ページの表のLRIC方式の詳細のところにございますように、国によって接続料に含まれている費用が異なる場合がございます。あるいは国によって接続形態が異なるといった差異もありますので、日本の固定電話網の音声接続料が諸外国の水準と比べてどうであるかというのは、なかなか一概に申し上げることが難しいと考えております。

その上で、接続料を下げていくかどうかにつきましては、LRIC方式（長期増分費用方式）においては、設備にかかったコストに対して常に適切に接続料が設定されるようといった考えの下で、接続料を算定しております。その中で、接続料は、かかっている設備コストを通信量で割り算しておりますので、日本において加入電話の通信量が減っている中では上昇傾向にございます。

また、接続料全体としましては、適正な原価に適正な利潤を加えたものを通信量で割った金額になるので、結果としては低廉な水準になることが望ましいと考えております。

○荒牧委員　ありがとうございました。前回、事前説明のときにもそういったコストと接続料の関係というのを細かく教えていただいたので非常に納得したのですが、そうすると、今後とも日本としては、一概には比較できませんけど、こういう諸外国に比べると相当高い水準のままトレンドとしては続くという理解でよろしいのでしょうか。

○柴田料金サービス課課長補佐　その点に関しましては、6ページにございますとおり、今般、メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料について同一の接続料として算定する場合の算定方法について調査検討いただく中で、トラヒック割合等を踏まえて加重平均をとることが考えられますので、その場合、金額の水準はこれまでと比べて変わっていくと考えられます。

○荒牧委員　理解いたしました。ありがとうございます。

○森川部会長　荒牧委員、ありがとうございます。

ほかの皆様方から、いかがですか、何かございますか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 ありがとうございます。

1点だけ御質問です。技術的なことで申し訳ないのですが、まさにこのページのひかり電話とI P電話等々の接続料は同一の接続料として算定することが適当と、次のページを見るといろいろ生産業務とか、あるいは事業者間協議とかの手間がかかるということに加えて、提供品質とか技術的な観点からもそうすることがいいんだと書かれているのですが、前段の技術的な観点というのは具体的にどういうことなのかというのを、もし教えていただけるようだったら参考になります。ありがとうございます。

○柴田料金サービス課課長補佐 こちらは、令和3年9月の情報通信審議会答申に記載されておりますとおり、メタルI P電話とひかり電話はいずれもO A B - J 番号の指定を受け、機能や料金等の一部に差異があるものの、両電話は類似した品質で提供されるということ踏まえ、両方の電話について同一の接続料として算定することが適当という答申をいただいたものと認識しております。

○大橋委員 では、技術が類似しているというのはそういうことなのですね。ありがとうございます。

○森川部会長 大橋先生、ありがとうございます。

ほかの皆様方から何かございますか。それでは、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、現在定足数も満たしておりますので、今いただいた御説明を了承し、本件諮問の審議に当たり、接続政策委員会において調査検討を進めていただくことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

こちらにつきまして、御異議がある場合にはチャットでお知らせください。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本件諮問につきましては、接続政策委員会において調査検討を進めていただきますよう、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○柴田料金サービス課課長補佐 ありがとうございます。

(2) 報告案件

N T T 東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和4年度）について

○森川部会長　それでは、続きまして、報告案件です。NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和4年度）につきまして、総務省から御説明をお願いしたいと思います。

こちらですけれども、今回、委員の皆様方のお手元の資料68-2ですが、こちらは委員限りの部分に事業者の経営上の秘密に関する事項が含まれておりますので、御発言の際は御配慮をお願いできればというふうに思います。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐　総務省事業政策課でございます。

それでは、報告案件として、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況（令和4年度）について御報告させていただきます。こちらは、毎年6月末にNTT東西から総務省に報告があったものを、毎年この時期に電気通信事業政策部会に報告しているものとなります。

1ページ目です。もともとNTTのサービス卸は平成27年2月にサービスが開始されまして、主にMNO、ドコモ、ソフトバンク、楽天モバイルやISPがその光卸サービスを再販する形で始まったものでございます。

平成27年2月に始まるのに合わせまして、総務省としては、このサービス卸のガイドラインとして、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドラインを策定し、その中で、NTT東西に対して提供条件の公平性や適正性、透明性を確保するための措置について総務省に毎年報告するようとの要請を行い、平成27年から毎年電気通信事業政策部会に報告する営みが続いているものでございます。

平成27年5月以降ですが、卸役務については、それまでの接続のように約款で統一して提供するよという制度がなかったものですから、電気通信事業法の改正や省令改正を繰り返して卸役務の規律を整備してきているところでございます。直近では令和4年6月に電気通信事業法を改正しておりまして、この内容は後ほど御説明させていただきます。

2ページをお願いします。今回、NTT東西から届出のあったサービス卸についての報告内容を総務省で検証し、確認した内容になります。料金その他提供条件について、適正性、公平性の観点から確認を行ったところ、電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかったところでございます。

内容については大きく2点ありまして、具体的な観点としては、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応の適正性を上段で確認しています。内容については17ページ、18ページに記載されているので後で御確認いただきたいのですが、NTT東西から報告を受けた内容を踏まえて確認したところ、電気通信事業法上問題となる行為は確認されなかったところでございます。これは、NTT東西が、ガイドラインに書いてある基準というか、問題となる行為を行っていませんということを確認したほか、例えば事業者に対して不当な差別的な取扱いを行っていないとか、情報の目的外利用をしていないとか、そういったことの確認をしているものでございます。

下段については、各卸先事業者に対する取扱いの公平性についてです。こちらは、NTT東西から契約内容を総務省に届出をしてもらい、その具体的な契約内容について事業者間の差異を確認したところ、公平性という観点から事業法上問題となるような事実は確認されなかったというものになります。具体的な届出の内容は19ページ、20ページにありますので、こちらも後で御確認いただければと思います。

3ページをお願いいたします。事業者変更の提供状況についての御報告です。こちらは、平成30年に総務省において「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」を開催して、早期に実現するように提言したものでございます。

この事業者変更のスキームが実現するまでは、同じ光サービス卸、コラボ事業者とも言いますが、コラボ事業者同士で乗り換えた場合に、電話番号を引き継いだまま乗り換えることができなかったものですが、このタスクフォースの検討を踏まえて、NTT東西でシステム改修や運用体制の整備が行われ、令和元年から事業変更の運用が開始されたものでございます。利用者にとっては乗り換えるときに電話番号をそのまま使えるのでメリットになる取組でございます。

実施件数の具体的な件数は委員限りとしておりますが、毎年増加を繰り返してまいりまして、令和4年度の実績についても令和3年度に比べて増加したという結果となっております。

4ページをお願いいたします。具体的なデータの検証は先ほどのページまでとなりますが、参考として、サービス卸に関する検討及びその後の対応状況についての説明でございます。サービス卸への対応内容については、令和元年の競争ルール等の包括検証の最終答申で提言いただいたのですが、その後も提供条件の適正性、公平性、透明性の確

保のために必要なルールの検討を行って、総務省において制度改正等を実施してきているところでございます。

上段と、下段の上のほうは過去のおさらいになりますので、新しいところだけ御説明いたしますと、下段の一番下のポツです。令和4年6月、去年に電気通信事業法を改正いたしまして、卸協議の適正性の確保を制度整備しております。

具体的には、第一種指定電気通信設備を用いた卸役務、NTT東西のサービス卸です。第二種のモバイルも対象になっていますが、サービス卸も含めた卸役務について、事業者間協議がより実質的・活発に行われるようにするために、小さいポツの1つ目で正当な理由のない限り特定卸役務を提供する義務、2つ目で卸先事業者の求めに応じ、料金の算定方法などの情報を提示する義務、この2つの義務を新たに課すルールを整備したところでございます。

報告に関する事項はこれまでとなります。参考として市場の状況を少し御紹介したいと思います。参考の8ページを御覧ください。こちらにも具体的な数字、細かい数字は委員限りになっているのですが、F T T Hの市場全体を見ますとF T T Hの契約数全体は3,807万契約になっておりまして、そのうち卸契約、再販、サービス卸のほうは卸契約の割合は54.4%になっております。卸契約全体のうちNTT東西のサービス卸が81.1%、次いでKDDIグループの9.2%となっているところでございます。

続いて、10ページを御覧ください。今度はNTT東西のF T T H契約数におけるサービス卸契約数の割合でございます。NTT東西は、直接F T T Hを提供するものと、サービス卸として卸提供、MNO経由などで提供するものの両方ありますが、サービス卸の割合は令和4年度末現在71.3%で、東日本も西日本も前期比プラスとなっているところでございます。だんだんNTT東西のサービス卸、再販の割合が伸びているということが分かると思います。

あとの細かいその他の数字は参考とさせていただきます。

先ほど申したとおり、17ページ、18ページにサービス卸ガイドラインに基づいて確認した項目が並んでおります。

また、19ページ、20ページには、NTT東西から届出された届出内容の例、委員限りにはしていますが具体的な卸料金や契約提供条件が記載されているものがございます。

事業政策課からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○森川部会長 小杉課長補佐、ありがとうございます。

それでは、ただいま小杉課長補佐からいただいた御説明に関しまして、皆様から御質問あるいは御意見等がございましたらお知らせいただければと思います。皆様方、いかがでしょうか。こちらはよろしいですか。

しっかりと状況をちゃんとフォローアップしていただきまして、ありがとうございます。

それでは、こちらはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

閉 会

○森川部会長 以上をもちまして、本日の議題は終了となります。

委員の皆様方から何かございますか。

事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長 事務局からは特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、また事務局から改めて御連絡させていただきます。

以上で閉会といたします。お忙しいところありがとうございました。